

担い手確保工事実施要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部営繕課が発注する工事において、営繕工事の中長期的な担い手を確保することを目的に現場の週休2日を確保する「担い手確保工事」（以下、「確保工事」という。）を実施する上で必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 確保工事を実施する工事は次のいずれかとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（1）発注者指定型

発注者が設計図書により確保工事の実施を指定した工事

（2）受注者希望型

確保工事の実施が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が実施を希望する工事

2 発注者指定型は、工事名の末尾に「（担い手確保型）」と明示する。ただし、契約に徳島県議会議決を要する場合を除く。

（用語の定義）

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われていることをいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）がおこなわれていることをいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検、現場管理上必要な作業を行う場合等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、現場閉所(現場休息)率という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注者指定型)

第4条 発注者指定型において、受注者は通期の週休2日に取り組まなければならない。

- 2 受注者は、月単位の週休2日に取り組む場合は、別添様式1により工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

(受注者希望型)

第5条 受注者希望型において、受注者は別添様式2により契約後速やかに確保工事を実施する意思の有無を発注者に通知し、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。

- 2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合は、各々の受注者が確保工事の実施を希望するか否かを決定し、発注者に通知しなければならない。

(工期設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施内容)

第7条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料(日報等)を提示しなければならない。
- 4 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなけ

ればならない。

(現場閉所(現場休息)率)

第8条 現場閉所(現場休息)率は次式により算出する。

現場閉所(現場休息)率

＝対象期間内の現場閉所(現場休息)日数÷対象期間内の日数×100(%)

※ 小数点第2位を切り捨てる。

※ 対象期間は第3条第2号に示すとおり。

(経費の負担)

第9条 発注者は、現場閉所(現場休息)の状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

第4条により実施する工事において、労務費等に対して次条に示す補正係数のうち通期の週休2日の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

同条第2項により月単位の週休2日に取り組む場合において、監督員が月単位の週休2日を確認できる場合は、月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行い、設計変更を行う。

なお、通期単位の4週8休以上に満たない場合、または監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認できない場合には、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(2) 受注者希型

第5条により実施する工事において、監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認できる場合は、通期又は月単位の週休2日の達成状況に応じて、労務費等に対して次条に示す補正係数を乗じた補正を行い、設計変更を行う。

(積算方法等)

第10条 確保工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数を乗じて労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費)を補正する。

なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料に掲載された材工単価(以下「市場単価等」という。)の補正については、別紙のとおりとする。

(1) 月単位の週休2日に取り組む確保工事(4週8休以上) 1. 04

(2) 通期の週休2日に取り組む確保工事(4週8休以上) 1. 02

(工事成績評定)

第11条 確保工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わないが、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

(アンケートの実施)

第12条 確保工事の対象工事を受注した者は、発注者が確保工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、これに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第13条 確保工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

改正要領は、令和6年6月1日から施行する。

改正要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙)

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価には、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

2 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率